

平成 30 年 月 日

(公財)福井県文化振興事業団 あて

申請者

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

## 応募資格誓約書

「平成 31 年度福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務」に係る企画提案の申込みにあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

企画提案書を提出することができる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和 39 年 4 月 1 日福井県規則第 11 号）第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認められた広告宣伝業者のうち、媒体を活用しての広報や広告の企画・デザインを主たる業務とする業者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていない者であること
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (6) 前年度の福井県との取引額が 20,000 千円以上の業者であること
- (7) 福井県に本社を有する事業者で、県内に係る総合的な広報（主要なテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）の業務を誠実に履行した実績があること  
但し過去 3 箇年度で最低 1 年度は年間 1,000 千円以上の実績を有すること
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者